

滋賀県多文化共生推進プラン検討懇話会設置要綱

(目 的)

第 1 条 「地域における多文化共生推進プランについて」(平成 18 年 3 月 27 日付け総行
国第 79 号:総務省自治行政局国際室長)に基づき、国籍や民族などの異なる人々
が、互いの文化的差異を認め合い、県民一人ひとりが持つ力を十分に発揮でき、地
域のさらなる活性化につながる多文化共生社会の推進をめざして「滋賀県多文化共
生推進プラン」を改定するにあたり、各分野の専門家や関係者等の幅広い分野の方々
から意見を求め、検討するため、滋賀県多文化共生推進プラン検討懇話会(以下「懇
話会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 懇話会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 滋賀県多文化共生推進プラン改定の検討に関する意見・助言。
- (2) その他プランの改定にあたり必要と認められる事項に関すること。

(組 織)

第 3 条 懇話会は、学識経験を有する者、経済・企業関係者、多文化共生関係者、国際交
流関係者、教育関係者、自治体関係者、外国人住民、その他必要と認められる者 13
人以内の委員で構成する。

- 2 懇話会に座長および副座長を置く。
- 3 座長および副座長は、委員の互選によって定める。
- 4 座長は、懇話会の会議の議長として会務を総括する。
- 5 副座長は、座長を補佐し、また、座長に事故があるとき、または欠けたときは、
座長の職務を代理する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、本要綱施行の日からプラン策定の日までとする。

(会 議)

第 5 条 懇話会の会議は、滋賀県商工観光労働部観光交流局長が招集する。

- 2 会議は公開とする。ただし、観光交流局長が必要と認めるときは、非公開とする
ことができる。
- 3 観光交流局長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができ
る。

(運 営)

第 6 条 懇話会の運営に必要な事務は、滋賀県商工観光労働部観光交流局国際室において
処理する。

(委 任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、観光交流局長
が定める。

付 則 この要綱は、平成 26 年 6 月 2 日から施行する。

滋賀県多文化共生推進プラン検討懇話会 委員名簿

(敬称略、五十音順)

	氏 名	団体・所属、役職等	備考
	おう ききん 王 貴 勤	外国人生活情報誌「みみタロウ」ボランティア	外国人住民
	おくま いさむ 奥 嶋 勇	滋賀県小中学校国際理解教育部会会長	教 育
	おくむら るしあ かつこ 奥村 ルシア 克子	彦根市通訳相談員	外国人住民
	かるろす まりあ れいなるーす ですいでりお カルロス マリア レイナールス デスイデリオ	龍谷大学国際文化学部教授	学識経験者
	にしむら まり 西 村 万 里	立命館大学大学院 言語教育情報研究科 日本語教育プログラム	大学院生
副座長	のぐち きよみ 野 口 喜代美	甲賀市国際交流協会副会長	関係団体
	のむら てつお 野 村 哲 生	(一社)滋賀経済産業協会 事業部係長	経済団体
	は びよんじゆん 河 炳 俊	近江渡来人倶楽部代表	関係団体
	ふじわら くみこ 藤 原 久美子	長浜市企画部長	自治体
	ふかお ひでかず 深 尾 秀 一	滋賀短期大学幼児教育保育学科准教授	学識経験者
座 長	まつだ もとじ 松 田 素 二	京都大学大学院文学研究科教授	学識経験者
	やまなか ようへい 山 中 洋 平	滋賀県中小企業団体中央会 指導課主査	経済団体
	りりあん てるみ はたの リリアン テルミ ハタノ	近畿大学総合社会学部准教授	学識経験者

滋賀県多文化共生推進プラン検討懇話会における主な意見

1. 開催日時

- ・第1回：平成26年6月26日(木) 10:00～12:00
- ・第2回：平成26年9月12日(金) 10:00～12:00
- ・第3回：平成26年10月7日(火) 10:00～12:00

2. 主な意見

【コミュニケーション支援】

- ・外国人住民のレクリエーションに対する考え方や楽しみ方は日本人とは違うところもある。楽しく暮らせることは、定着とも関連し、安心して暮らせることにもつながる。遊べる場所や施設、イベントなどの情報提供が必要と思う。
- ・すべてを多言語化するのは難しいと思う。しかし、例えば、観光案内標識を多言語化するのは、外国人のためだけではない。そこで国際的な感覚が生まれていくと思うので、決して外国人に対する多言語化と考えずに、地域として考えてほしい。
- ・外国人住民と近いところにいる支援者にはさまざまな相談があるが、法律・行政・子育てについて専門知識もない。どこに繋がればよいか、情報があれば支援者はやりやすい。

【生活支援】

(労働・生活など)

- ・技能実習生にも、地域が関わって支援してもらえる場や相談窓口があることを伝えられればより安心になる。地域ぐるみで技能実習生をサポートしてくれるということになれば、監理団体との違った連携、サポートのあり方ができるのではないかと思う。
- ・住居の購入や賃貸住宅からの退去、その他商品の購入など、消費生活の面でトラブルが起きてきている。

(教育)

- ・日本語学習指導が必要な外国人児童生徒は増加傾向にあり、加配教員、非常勤講師派遣、支援員の確保は必要である。
- ・毎日の宿題、長期休業中の課題等、子どもたちが自力で解決できない場合も多々ある。ボランティア等が実施する学習支援教室はありがたい。
- ・教職員の研修でも、多文化共生の情報量を増やすべきだと思う。
- ・外国人児童生徒の教育に力をいれてほしい、これは将来の日本のためにもなるはず。
- ・日本語が外国人の母語の入れ替わりにならないように、母語支援も大切である。
- ・日本生まれ日本育ちで、日本語の問題はないが、学力が身につけていないということがある。

(保健・医療・福祉)

- ・外国人も出産・育児・子育てをする中で、日本人と同じように、悩みがあり、問題に直面している。DVなどの相談窓口があるが、なかなかたどり着けない、情報が不足しているという状況がある。
- ・子どもの保健医療関連などでも利用できる制度があるが、申請しようにもそんな制度があることを知らないなので、まず制度を知らせる努力が必要。

- ・外国語が通じる医療機関の情報が住民に届いていない。また、医療現場での通訳が必要である。
- （災害対応）
- ・一般的には、外国人住民は、災害時は要援護者と考えられているが、外国人住民が支援する側にもなれるという認識を持てば、地域の強みにもなる。
- ・災害時に、外国人が相談できる体制とサポーターの充実が重要。

【多文化共生の地域づくり】

- ・外国人住民の人権尊重の視点が必要である。
- ・留学生、外国人学校に通う子どもたち、国際結婚をした配偶者などは地域とのつながりが少ない。
- ・多文化共生の地域づくりを推進しないと、「支援プラン」で終わってしまうので、ここをしっかりとやる必要がある。
- ・日本人住民も、外国人住民などの他の言語の資源があるので、英語以外の言語を学ぶ機会があればよい。
- ・外国人住民の定住化が進む中で、外国人住民は支援される立場としてではなく、むしろ活力として、積極的に活かしていく視点からの検討が必要であろう。滋賀の特色とも繋がるように書いていただければと思う。
- ・他県と違うところをどこかに入れると良いと思う。例えば、すでにあるものを活用する。今までは日本人住民だけであったが、今は外国人住民もということと、もう一つ、滋賀県ならではの、というところをどこかに入れられれば。琵琶湖、近江商人の精神など、滋賀県にとっては重要な資源であるものを活用する。

【多文化共生施策の推進等】

- ・各主体の役割について、自治会などの地域に根差した地縁組織も活動の一つの主体として書き加える必要があるのではないかと感じる。
- ・各主体の役割について、大学は多文化共生に貢献できると思うので、大学を主体として加えてほしい。
- ・1年経過時の進捗状況、2年目など、プラン全体の進捗状況について把握できるとよい。
- ・懇話会まで行かなくてもいいので、外国人やいろんな当事者が直接話す機会、意見を聞くフォーマルな何らかの機会があれば良いと思う。

県政モニターアンケート調査等結果について

- 県政モニターアンケート調査結果についてP 1

- ヒアリング調査についてP 7



県政モニターアンケート結果概要
～「日本人住民と外国人住民の共生」について～

1. 目的：日本人住民と外国人住民の地域での交流や共生の現状を知るため
2. 調査時期：平成26年6月
3. 対象者：県政モニター398人（公募）
4. 調査方法：インターネットによるアンケート形式（設問10）
5. 回答数：351人（回収率88.2%）

6. 結果概要：

(1) 日本人住民と外国人住民との交流状況

- 過去1ヶ月間に、外国人住民との会話（単なる「こんにちは」以上）をしたことがある。「はい」29.1% 「いいえ」70.9%
主な会話の場所は、「日常生活（近所やショッピングなど）」、「仕事場」
→約30%の県民が過去1ヶ月の間に何らかの会話を外国人住民とした。
- 外国人住民と地域社会や仕事場、学校、イベントなどで交流を持ちたいか？
「そう思う（32.8%）」「ややそう思う（36.8%）」
→肯定的意見69.6%

(2) 「多文化共生」の認知度や思い

- 「言葉も意味も知っている（23.4%）」
「言葉は知っており、意味も少しは知っている（38.2%）」
「言葉のみ聞いたことがある（20.8%）」
→合計82.4%
- 地域社会で外国人住民と共に暮らすことについてどう思うか？（複数回答可）
主な回答：「外国の言葉や文化などを学ぶ機会が増える（207人）」
「多様性が豊かな社会になる（165人）」
「習慣や文化の違いから外国人住民とトラブルが起こる恐れがある（142人）」

(3) 共に安心して暮らせ、活躍できる地域社会にしていくために、日本人住民、外国人住民、行政がすべきことの主な回答（複数回答可）

- 日本人住民がすべきこと：
「外国人に対する差別意識を持たないようにする（210人）」
「外国の言葉や文化、習慣を学ぶ（168人）」
- 外国人住民がすべきこと：
「日本の習慣やルールを守るようにする（282人）」
「地域住民との交流や地域の活動に参加するようにする（225人）」
- 行政（県、市町）がすべきこと：
「日本人住民と外国人住民との交流の場をつくる（173人）」
「外国人住民に対し、日本の生活ルールや習慣、文化の違いなどについて周知する（153人）」

7. 「日本人住民と外国人住民の共生」についてのアンケート結果 詳細

県には、24,712人の外国人が住んでいます（平成25年12月末現在：法務省「在留外国人統計」）。これは、県民約57人に一人が外国人住民ということになります。

そこで、県では、日本人住民と外国人住民の地域での交流や共生の現状を知ることがを目的としてアンケート調査を実施しました。

★調査時期：平成26年6月

★対象者：県政モニター398人

★回答数：351人（回収率88.2%）

★担当課：観光交流局国際室

（※四捨五入により割合の合計が100.0%にならない場合があります。）

性別

【属性】 ◆性別

項目	人数(人)	割合(%)
男性	220	62.7
女性	131	37.3
合計	351	100.0

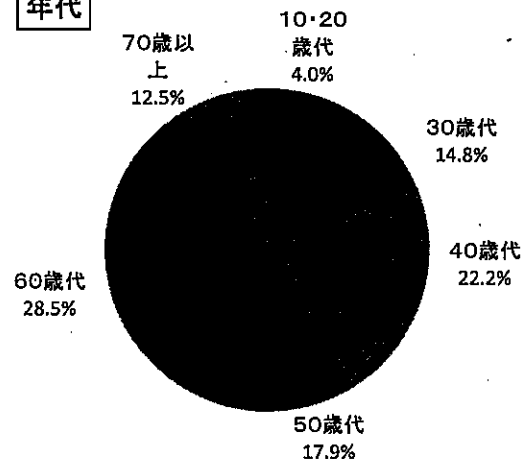
女性
37.3%



◆年代

項目	人数(人)	割合(%)
10・20歳代	14	4.0
30歳代	52	14.8
40歳代	78	22.2
50歳代	63	17.9
60歳代	100	28.5
70歳以上	44	12.5
合計	351	100.0

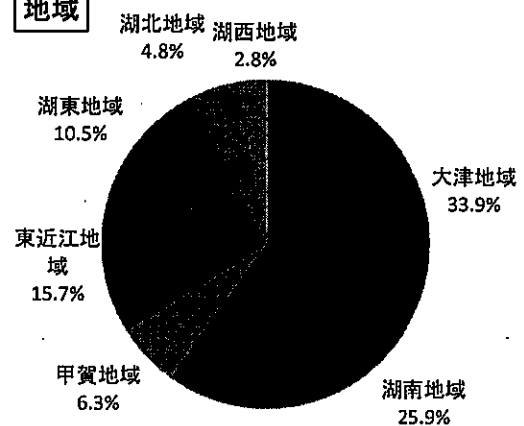
年代



◆地域別

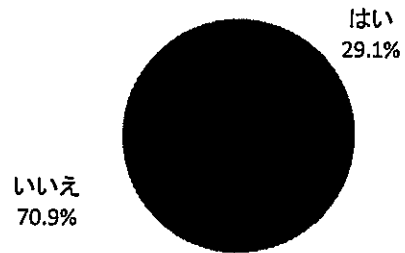
項目	人数(人)	割合(%)
大津地域	119	33.9
湖南地域	91	25.9
甲賀地域	22	6.3
東近江地域	55	15.7
湖東地域	37	10.5
湖北地域	17	4.8
湖西地域	10	2.8
合計	351	100.0

地域



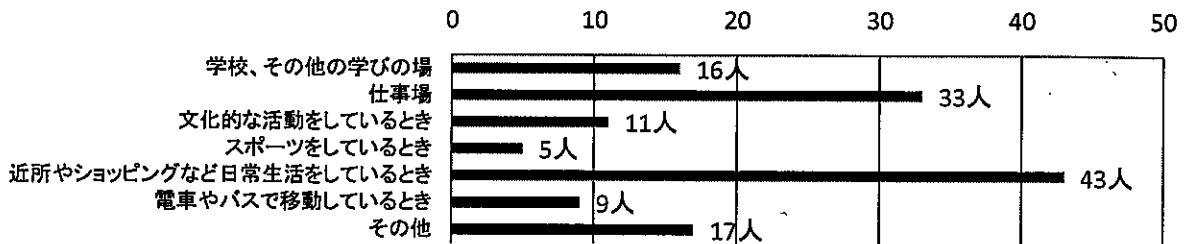
問1 あなたは過去1ヶ月間に、外国人住民と会話（単なる“こんにちは”以上）をしたことはありますか。（回答チェックは1つだけ。n=351）

項目	人数(人)	割合(%)
はい	102	29.1
いいえ	249	70.9
合計	351	100.0



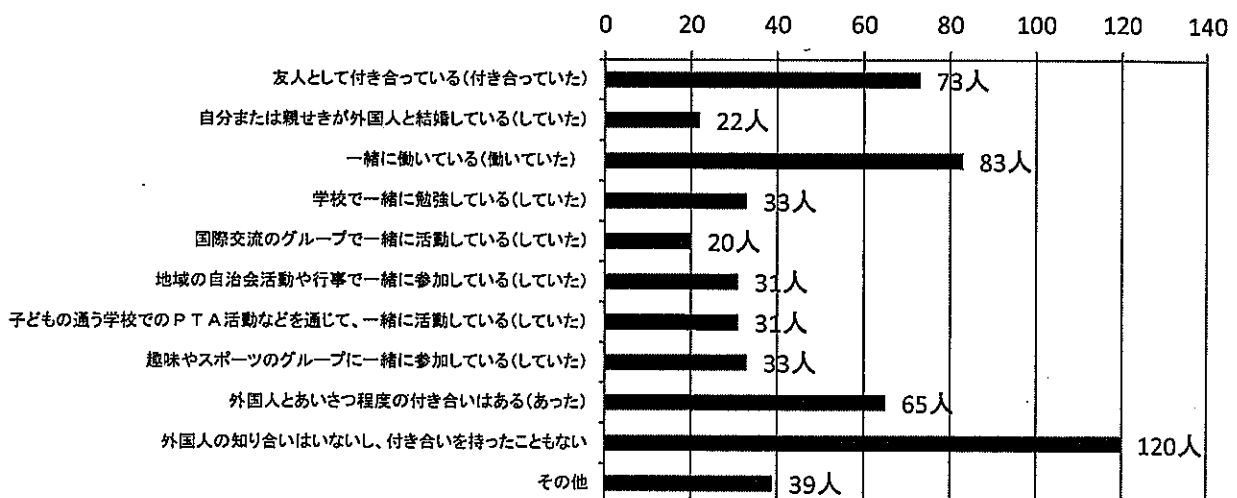
問2 この会話は、どこでしましたか。（回答チェックはいくつでも可。N=102）
（問1で「はい」と選択された方におたずねします。）

項目	人数(人)	割合(%)
学校、その他の学びの場	16	15.7
仕事場	33	32.4
文化的な活動をしているとき	11	10.8
スポーツをしているとき	5	4.9
近所やショッピングなど日常生活をしているとき	43	42.2
電車やバスで移動しているとき	9	8.8
その他	17	16.7



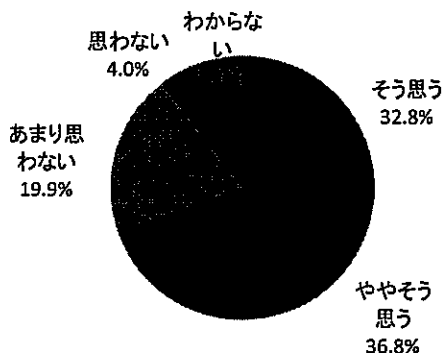
問3 あなたは外国人住民とどのような付き合いがありますか（過去の経験を含む）。（回答チェックはいくつでも可。n=351）

項目	人数(人)	割合(%)
友人として付き合いしている(付き合いしていた)	73	20.8
自分または親せきが外国人と結婚している(していた)	22	6.3
一緒に働いている(働いていた)	83	23.6
学校で一緒に勉強している(していた)	33	9.4
国際交流のグループで一緒に活動している(していた)	20	5.7
地域の自治会活動や行事で一緒に参加している(していた)	31	8.8
子どもの通う学校でのPTA活動などを通じて、一緒に活動している(していた)	31	8.8
趣味やスポーツのグループと一緒に参加している(していた)	33	9.4
外国人とあいさつ程度の付き合いはある(あった)	65	18.5
外国人の知り合いはいないし、付き合いを持ったこともない	120	34.2
その他	39	11.1



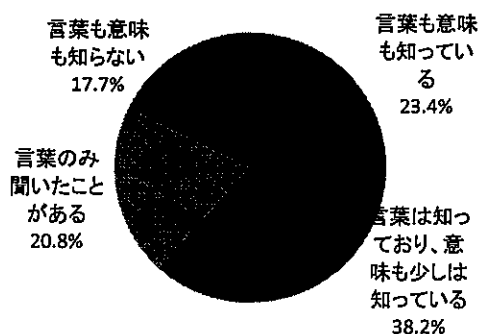
問4 あなたは、外国人住民と地域社会や仕事場、学校、イベントなどで、交流やかかわりを持ちたいと思いますか。(回答チェックは1つだけ。n=351)

項目	人数(人)	割合(%)
そう思う	115	32.8
ややそう思う	129	36.8
あまり思わない	70	19.9
思わない	14	4.0
わからない	23	6.6
合計	351	100.0



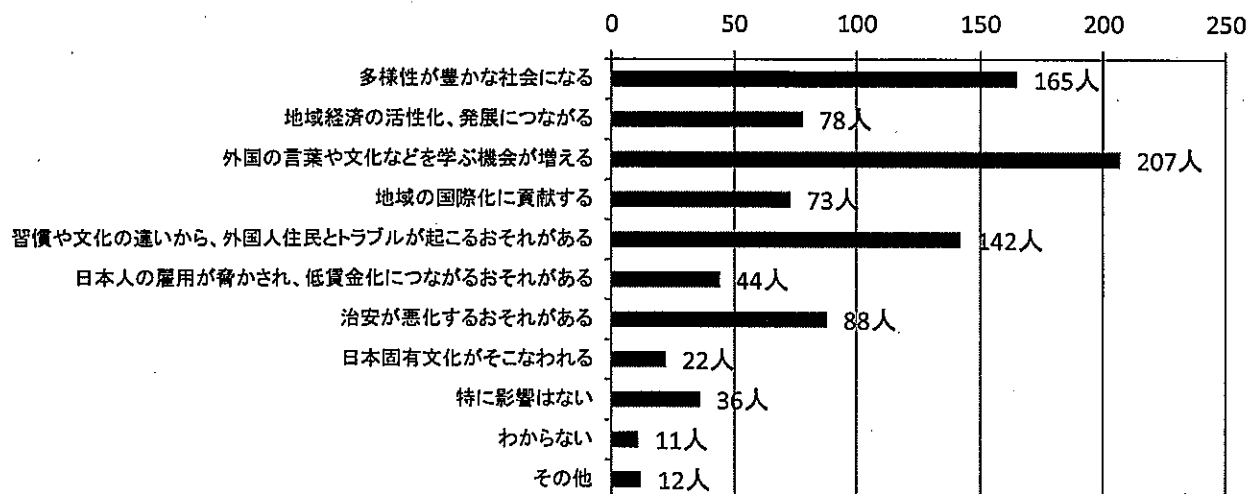
問5 「多文化共生」という言葉や意味について、あなたはどの程度ご存じですか。(回答チェックは1つだけ。n=351)

項目	人数(人)	割合(%)
言葉も意味も知っている	82	23.4
言葉は知っており、意味も少しは知っている	134	38.2
言葉のみ聞いたことがある	73	20.8
言葉も意味も知らない	62	17.7
合計	351	100.0



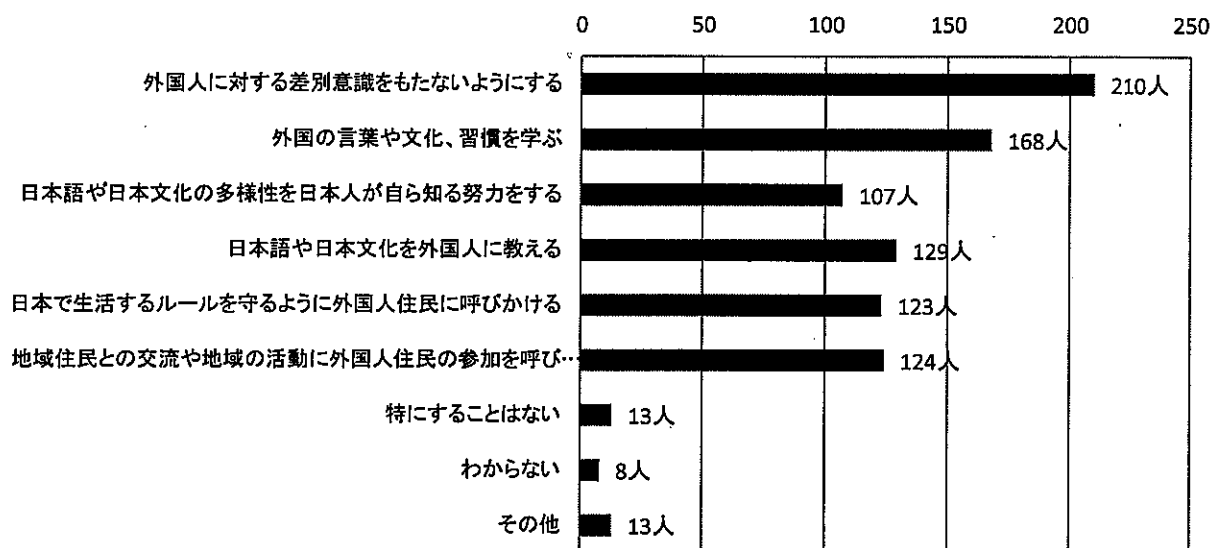
問6 地域社会で、外国人住民と共に暮らすことについてどう思いますか。(回答チェックは3つまで可。n=351)

項目	人数(人)	割合(%)
多様性が豊かな社会になる	165	47.0
地域経済の活性化、発展につながる	78	22.2
外国の言葉や文化などを学ぶ機会が増える	207	59.0
地域の国際化に貢献する	73	20.8
習慣や文化の違いから、外国人住民とトラブルが起こるおそれがある	142	40.5
日本人の雇用が脅かされ、低賃金化につながるおそれがある	44	12.5
治安が悪化するおそれがある	88	25.1
日本固有文化がそこなわれる	22	6.3
特に影響はない	36	10.3
わからない	11	3.1
その他	12	3.4



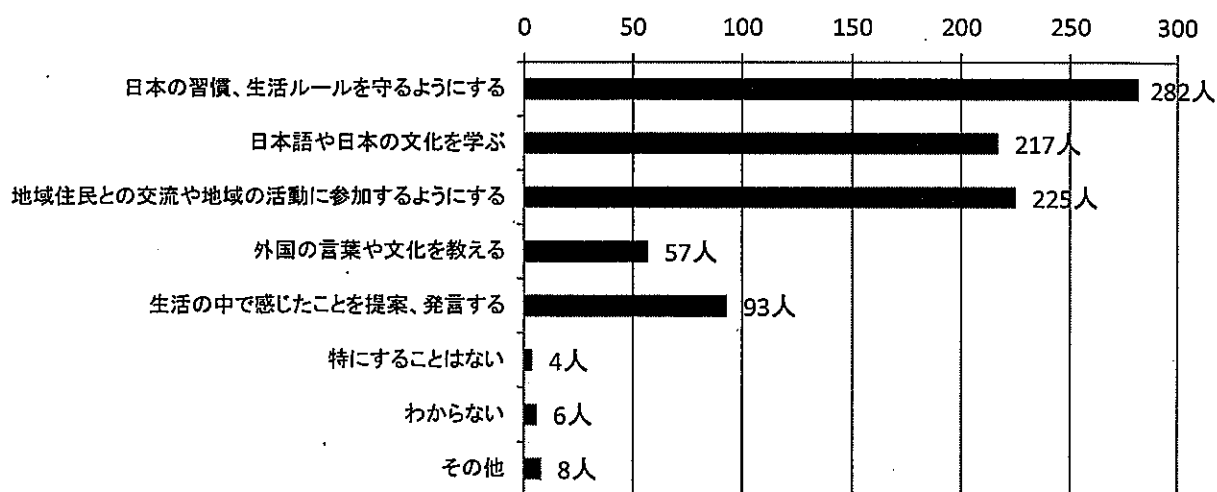
問7 日本人住民と外国人住民が共に安心して暮らせ活躍できる地域社会にしていきたいために、日本人住民は何をすべきと思いますか。(回答チェックは3つまで可。n=351)

項目	人数(人)	割合(%)
外国人に対する差別意識をもたないようにする	210	59.8
外国の言葉や文化、習慣を学ぶ	168	47.9
日本語や日本文化の多様性を日本人が自ら知る努力をする	107	30.5
日本語や日本文化を外国人に教える	129	36.8
日本で生活するルールを守るように外国人住民に呼びかける	123	35.0
地域住民との交流や地域の活動に外国人住民の参加を呼びかける	124	35.3
特にすることはない	13	3.7
わからない	8	2.3
その他	13	3.7



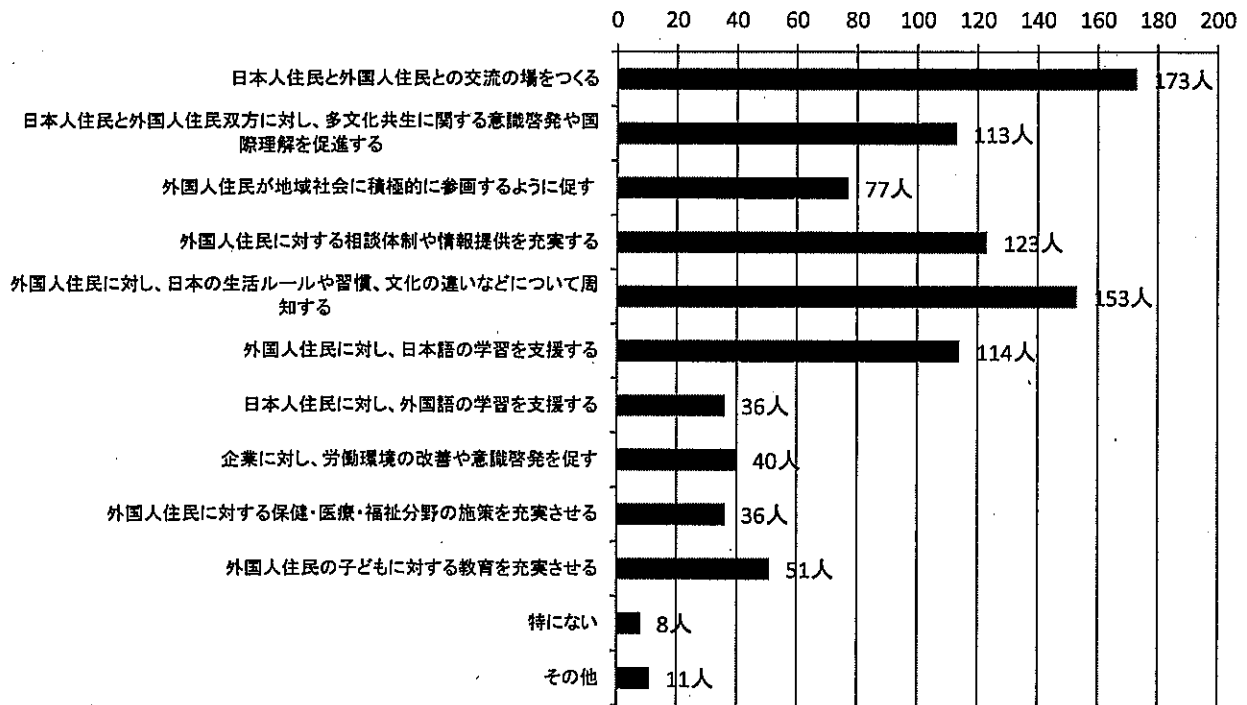
問8 日本人住民と外国人住民が共に安心して暮らせ活躍できる地域社会にしていきたいために、外国人住民は何をすべきと思いますか。(回答チェックは3つまで可。n=351)

項目	人数(人)	割合(%)
日本の習慣、生活ルールを守るようにする	282	80.3
日本語や日本の文化を学ぶ	217	61.8
地域住民との交流や地域の活動に参加するようにする	225	64.1
外国の言葉や文化を教える	57	16.2
生活の中で感じたことを提案、発言する	93	26.5
特にすることはない	4	1.1
わからない	6	1.7
その他	8	2.3



問9 日本人住民と外国人住民が共に安心して暮らせ活躍できる社会にしていくために、県や市町などの行政は、どのような取り組みに力を入れるべきと思いますか。(回答チェックは3つまで可。n=351)

項目	人数(人)	割合(%)
日本人住民と外国人住民との交流の場をつくる	173	49.3
日本人住民と外国人住民双方に対し、多文化共生に関する意識啓発や国際理解を促進する	113	32.2
外国人住民が地域社会に積極的に参画するように促す	77	21.9
外国人住民に対する相談体制や情報提供を充実する	123	35.0
外国人住民に対し、日本の生活ルールや習慣、文化の違いなどについて周知する	153	43.6
外国人住民に対し、日本語の学習を支援する	114	32.5
日本人住民に対し、外国語の学習を支援する	36	10.3
企業に対し、労働環境の改善や意識啓発を促す	40	11.4
外国人住民に対する保健・医療・福祉分野の施策を充実させる	36	10.3
外国人住民の子どもに対する教育を充実させる	51	14.5
特にない	8	2.3
その他	11	3.1



問10 その他、日本人住民と外国人住民が共に安心して暮らせ活躍できる地域社会についてご意見がありましたらお聞かせください。(※省略)

ヒアリング調査概要

外国人住民の現状を把握するため、関係団体等に訪問や電話にて、聴き取り調査を行った。

調査時期：平成26年7月～8月

調査対象：県市国際交流協会、市社会福祉協議会、外国人学校、外国人雇用企業、日本語教室、その他関係団体等など約20者

1 技能実習生について

- 制度の見直しにより、技能実習生の労働者としての権利は、制度上は尊重されるようになってきている。適正な監理ができていない企業や監理団体については、入国管理局や労働基準監督署が調査・指導を行っている。一方、企業や監理団体は、技能実習生が、無事に実習期間を終えられるかを心配している。
- 企業が禁止していた訳ではないが、技能実習生は地域との交流がなく、近隣のイベント情報や交流団体などの情報はなかった。地域との交流がないと技能実習生の知り合いしかできず、日本のこともわからないために、日本での生活がつまらないので、実習終了後に帰国しても、日本のことをよく言わない傾向がある。地域との交流があると、仕事のモチベーションも上がり、日本のことも良く思うようになる。
- 日本語教室における技能実習生の学習者は増加したが、以前の技能実習生とは週末の過ごし方などの行動等に違いを感じる。

2 医療通訳について

- 医療通訳の配置で、医師は本来の診察や治療に安心して専念できる。また、診察時間が短縮でき、効率的な診察ができる。
- 医療通訳の技術レベルは病院では判断できない。資格制度化が必要である。
- ボランティアによる医療通訳の場合、技術や意識に差があり、責任が伴うような通訳はできない。守秘義務の徹底も困難である。
- 医療通訳のニーズはあるが、どの程度のスキルを持つ人材がいるのかは不明である。
- 医療通訳は専門的な知識と能力が必要で、高い倫理性も要求されるにもかかわらず、不安定な雇用形態で待遇が悪い。また、医療通訳にかかる費用負担についても基準がない。このようなことから、医療通訳を普及するには、「医療通訳の資格制度化」や「診療報酬制度に位置付け、診療報酬の算定に認める」ことが必要と考えられる。

3 福祉と多文化共生の連携について

- 外国人集住地域の民生委員・児童委員は、外国人住民対応のノウハウを心得ているようであるが、市の通訳を依頼することもある。

社協職員や民生委員・児童委員対象の研修会では、多文化を取り上げることはなかったが、人権研修の中で外国人の人権を扱うことがあった。

- 市社会福祉協議会においては、現在は外国人住民との接点は少ないが、今後は福祉現場でも増加するのではないかという認識はある。事業を外国人住民の支援にも広げていきたいというボランティアもいる。

4 滋賀県警察本部における外国人に関する取り組みについて

- 外国人集住地域において、外国人ボランティア団体が夜間パトロールや街頭啓発活動等の防犯活動に取り組んでいる。日本人のボランティアとも一緒に活動することもあり、日本人住民の外国人住民に対するイメージが変わり、外国人住民と日本人住民の心の溝を埋める一助となっている。
- 外国人子ども安全リーダーを委嘱し、通学時間帯における立番やパトロール等、子どもの安全を守ることを目的とした活動が展開されている。
- 技能実習生監理団体や留学生受け入れ大学を対象に防犯教室や交通安全教室等啓発事業を実施している。

5 その他

地域の日本語教室

- 日系人や日本人の配偶者等の参加者の割合は減少傾向で、技能実習生の割合は増加している。
- 学習者の中には、仕事が見つかるかと来なくなることがある。

ブラジル人学校

- 生徒は減少傾向にあり、経営の見直しが必要である。
- 必ずしも、帰国を前提とした就学ではないので、個々のケースに応じた指導が必要である。

立ち上げ間もない外国にルーツを持つ子ども対象の学習支援教室

- 自然発生的に有志により発足して間もないが、子どもの学習支援と併せて、日本の文化にも母国の文化にもふれあえる事業に取り組んでいる。

外国人労働者を雇用する人材派遣会社

- 景気回復の兆しを受けて、現場では人手不足を感じる。会社の中で通訳を配置し、外国人労働者の生活上の困り事が会社内でできるだけ解決できるように配慮している。
- 新しくブラジルから来る日系人はほとんどなく、人材の動きも少ない。